

第 8 回議員提出条例に係る検証検討会 概要版

日 時：H20.10.31(金)13:00 15:07

場 所：議会棟 6 F 601 特別委員会室

出席者：議員提出条例に係る検証検討会委員（11名）事務局

資 料：第 8 回議員提出条例に係る検証検討会事項書、

資料 1 各論点に対する検討会委員意見

検討会議事録 概要版

委員：今日は休会日であるのに、出席いただき感謝する。ただいまから、第 8 回議員提出条例に係る検証検討会を開催する。

10月14日に開催した前回では、条例の条文ごとに、及び条文の規定に係る各論点ごとに、委員間で議論を行った。その上で、条例の規定を改正すべき、あるいは条例の執行または運用についての申入れをすべきなど、第6条の各論点について一定の結論を得た。

なお、第3条の県の責務については、議論が平行線となり、また、これはこの条例の基本となる部分であるので、他について議論を深めてから、改めて議論することとなった。

さて、本日は、前回に引き続き、事前に各委員から、各論点について提出された意見を踏まえて、各論点について議論を行い、結論を得ていくことにする。

また、事前に各委員から提出された意見は、資料 1として、前回と同様に、同じ意見又は方向性の近い意見を括るという形で、整理している。

なお、議論が紛糾した場合などは、その論点について、今日は一度議論を休止することとする。そして、各委員の意見及びそう考える理由を、改めて紙ベースで提出してもらうこととする。それを踏まえて、次回以降に、場合によっては打開案を座長及び副座長から提案して、再度議論し、結論を得ることとする。

議論の順序としては、前回の続きということで、第7条から、条文の順、条文ごとの論点の順に、進めていく。

ここで、改めてお願い申し上げる。

この条例は、平成13年の施行以来、ずっと運用されてきたもので、現在も実際に運用されているものである。その間には、フェロシルトなどの問題が発生したが、それへの対応の一つとして条例も改正された。

そして、現在、我々は、条例の改正等を視野に入れて検証を行っている。しかし、条例の改正、あるいは条例の執行又は運用について申入れを行うとなると、その現状認識として、現状このような問題や支障などがあるので、

その解決のためには条例を改正すべきだ、あるいは条例の執行又は運用について申入れをすべきだと説得力のある説明が必要である。

現状に、特に問題がないのであれば、現状の規定や運用のままでよいということになるかと思う。

この検討会における議論は、そのような、現状等についての問題認識及びその解決のための提案という形で議論を進めていきたいと考えている。

では、議論に入る。

第7条の論点1 認定委員からの意見聴取について、認定委員会を組織し、それぞれの専門分野の意見を踏まえた上で認定の適否について意見を述べることにすべきか、について議論する。資料1 ページ1である。

多数の委員は委員会を組織し、認定委員会から意見を聴くべきとの意見だった。ここで、現行の運用でよいとの意見の委員から、理由を説明していただきたい。

委員：冒頭に、おっしゃったことはなるほどとも思うが、この条例の運用について我々は、現場で対応しているわけではなく、行政の側から問題点があるから改正してほしいとの聴き取りをしたわけではない。従って今回の意見提出には、あまり意見を書かなかった。わからない。どのような点が問題かなど、行政から聴き取りする必要もある。論点に対する今回の意見は、一応書いたが、専門的な意見も聴き、また実態がどうなっているのか把握する必要がある。細かいこと等どこまで議員が立ち入って意見を言うのかという問題もある。行政に任せればよい部分もある。他方、少なくともここだけは大いに意見を言わないとという部分もある。

委員各位の意見も出されたところでもあるのでこのような議論が必要というの分かる。しかし、このような議論がすべてでは困る。専門家に意見も聴き、行政も一緒に議論し、ここだけはどう変えないとというものについて議論するものではないか。

ここだけは一度検討してほしいという形で当局に申し入れることとしてはいかがか。そのような形で議論を進めてほしい。

委員：私自身、細かいところだけ議論するのがよいとは思わない。しかし、このような(細かい点について)議論することも必要だ。議論を進めながら、申入れすること等もまとめていけばよいのかと私は考えている。とりあえず、今日は進めることとする。

第7条論点1について意見はあるか。

委員：私は、実際の運用ではやっているということなので、現段階で問題がなければ変更する必要はないだろうとのことから、(現行の運用でよいとの)この意見を出したものだ。条文の文言からいくと、合議ではなくても構わないものか。条文の文言のままでは、個別の聴き取りでもよいということ

から、考え方によっては悪用することはないだろうが、不十分な部分もあるかと考えている。その部分について、きちんと書いておくべきだという意見にも一理ある。

委員：これは、現実には認定委員会を組織して、合議として意見聴き取りしているというものだ。それを、条文で明記するということである。

合議体の委員会として、条例上明記するということでまとめることでよいか。

委員：確認したいことがある。(執行部の作成した)認定リサイクル製品のパンフレット P22 では、新規認定審査過程について記述があり、このとおりに審査されているのかと思われる。ここでは、リサイクル製品認定検討会環境部会を設け、そこが審査し、認定審査会に意見を聴くという流れとなっている。それが実際の運用であるのであれば、そのことについて条例上明記する必要があるのではないかと考えられる。そうでなければ、問題が起こったとき等に、認定した責任はどこにあるのかが問題になると思われる。もっとも、最終的に認定するのは知事であるが、それまでの段階で、実質的にどこが認定したのかという問題となる。その部分について執行部にも確認しながら、どこまで条例に書くべきか決めたい。

委員：今の条例の規定は、認定委員の意見を聴くこととなっている。しかし、(現行の)条文の規定のままでは、個別に意見を聴くことでも構わないわけで、そのように読める。合議の委員会を設けていただいて、そこで審査結果を決定していただければいかがかと提案しているものである。

委員：私は、審査過程は明確にした方がよいという考えである。それによると、運用上は、審査を行うのは認定委員会ではなく、リサイクル製品検討会環境部会ということである。

委員：条例上、認定委員にはあくまで意見を聴くこととなっており、認定の適否を定めるのはあくまでリサイクル製品検討会環境部会ということである。それはそれでよいだろう。委員が言われるのは、認定の適否を定めるのも、外部の認定委員会に委ねよというわけか。

委員：どこが認定審査を行うのかについては、あくまで知事というわけか。それはそれとして、そこに至るまでの審査の過程を、条例上明記した方がよいのではないかというのが、私の意見である。

委員：全員集まった認定審査会で意見を聴くわけだが、最終決定は知事が行うこととなっている。ここで、条例の規定を、認定審査会と変えてはどうかというのが論点である。条例上設けられた認定委員会となると、公開の場で、認定の決定の過程も明らかになることとなる。

委員：現在やっていることを条文化するものではないのか。それであれば問題はないのではないかと。

委員：リサイクル製品検討会環境部会とは何か。審査するものと明記されているが。

執行部：認定について、リサイクル製品検討会が審査しているが、その下位の組織として、環境部会を設けているものである。環境部会は、ごみゼロ推進室長等、それぞれ関係室長をメンバーとする職員の組織である。カテゴリーによっては、建設部会等を設けている。

委員：マルと（認定と）決めるのは、職員の組織というその部会であるということか。そのことは条例の規定に盛り込まなくてよいのか。知事が認定するという一言で、検討会の検討すべてを包含するものか。通常、そのようなことは条例上設けないということであれば、それでよい。

委員：私は、現行のままでよいという意味で、意見を書かなかったものだ。条例の性質上、認定委員会というものに名称を変更すると、仮に、認定委員会が認定しないというのであれば、何をするのかという問題となる。それは、学識者に意見を聴くものの、認定の結果起きたことについて、責任を負わせないため、知事が決定を行ったということにしているのかと思われる。あくまで条例上は、個別の意見聴取でも構わないが、現実の組織としては集まって検討するという形で構成されているのだろう。

しかし、認定委員会とすると、その名称が、認定する委員会となるので、単に意見を言う委員会の名称としては不適當で、表現的に難しい。

よくある審議会というものは、諮問に応じて意見を最終決定し、知事に答申するものである。認定委員とは少し意味が異なる。

今の規定の方がすんなり読めるのではないか。もっとも、この点について強いこだわりはない。

委員：そういう点では、具体的な審査となると合議体として認定の適否の答を出すこととなる。その場合、合議体として可とするものの、仮に4人は賛成するが、1人は反対する場合、執行部としては不可とする場合もあり得るだろう。それを勘案すると、すんなり合議体がよいとは言えない場合もある。

委員：そのような場合、認定委員会がマルとした場合に、執行部がバツということはないだろう。それであれば、何のために認定委員会を開いているのか、わからなくなる。

委員：これは、認定の適否について、認定委員に責任を負わせないための条文だろう。専門家にそこまで責任を負わせないという配慮を行い、決定は知事が行うということとした。そのための条文と理解している。

委員：これは、従来というか現行のやり方を、改めて条文に書くというものがある。しかし、現行のままの規定でよいという意見もある、委員各位の意見はいかがか。

委員：そういう委員会というものを条文上明記するという考え方は一理ある。しかし、そうすると、審議会と同様に座長や意思決定の方法などをあわせて明記する必要もある。すると、条文として重いのかという印象もある。そのようなことを考えると、現行の規定でもよいのかと思われる。

委員：一人の反対意見でも、そこに大きな問題を含んでいるということも、ありうる。そうでなければならぬと考えるところである。従って、委員のいわれるように、現行のままということがよいのかもしれない。

委員：現行のままでもよいとの結論となった。

(「異議なし」の声)

委員：次に、認定委員会を設けることとすると、第7条論点2、2-1、2-2の論点が出てくるが、認定委員について現行のままとなるとこれらの論点は議論せず、飛ばすこととしてよいか。

委員：認定委員の運用については、申し入れするかの議論は必要かと思われる。論点2はよいが、論点3については、少しご議論いただきたい。

委員：せっかく認定委員がいるのだから認定リサイクル製品の利用推進について意見をもらったかどうかという論点である。これは、第7条論点2-2についてである。

事務局：第7条論点2について、認定委員の関与の範囲については、ご議論いただきたい。例えば是正や改善の勧告を行う場合などに、認定委員の意見を聴くか否かという論点がある。

委員：了解した。是正の勧告や取消しなどについて意見を言うなど認定委員の関与の範囲の見直しについて、意見はあるか。

委員：消極的見直し論ではあるが、第10条の取消しを行う場合にも、意見を聴くことができることとしてはいかがか。もっとも、すべての取消しについて認定委員に諮らなければならないと言うわけではない。認定の時の基準に適合しなくなった場合とか、規定に違反した場合に認定委員の意見を聴取するなどの規定があってもいいかなと考えている。

委員：必要があるときには認定委員の意見を聴くこととする、ということとなるか。

委員：それでよいと考える。その場合、現行では認定に当たって認定委員の意見を聴くこととなっており、これに加えて、取消しについても意見を聴くことができるという規定になるのかと想像される。

委員：次のような意見もあった。認定委員が商品開発や販売などの面で企業にアドバイスすることができることとしてはいかがかという意見である。しかし、そのようなことをすると、自分がアドバイスした企業の製品については認定を可とするはずで、中立性の点から問題がある。やはり認定委員は、第三者の立場から中立的に審査するのが適当であるので、そこまで関

与するのはいかがかと考えられる。そういう部分はずして、役割を見直してよいと考える。

委員：前提が変わったので、委員の意見に賛成する。利用推進については後で議論することとしたい。どのような者を認定委員とするかについては、そもそも現行の規定で流通に関する学識者も入れることができるものである。もし仮に、そのような者も認定委員に入れば、その面からの審査も充実するのかわかれる。

委員：それは、条文の規定は現行のままで、改正する必要はないという趣旨の発言か。

委員：私は現行どおりでよいと考える。理由としては、改善の勧告などは、条例や規則等の規定を守っていない場合に、行われるものとのことである。そのような場合、あえて認定委員の意見が必要とは思われない。また、現実には、聴く必要がある場合には相談していることと思う。しかし、もっとレベルの低い問題というケースもあり、そのような場合は、意見を聴くまでもない。もし見直すとするなら、必要に応じて意見を聴くことができる、などの形とするのがよいと思う。

委員：では、必要と認めるときは意見を聴くことができる、などという形とすることとする。

(異議なし)

委員：その場合、第7条に新たに第4項を設けるかになるかわかれる。あるいは第13条、第14条をそういう方向で改正するかになるかわかれる。

事務局：これまでの議論について、第7条に新たな項を設けることになるか、あるいは第13条又は第14条の文言を修正することになるかは、事務局で案を整理する。

委員：他県では委員会としているので、その所掌事務として、そのような取消しについて意見を言うことも、同じ条文に入っている。しかし、三重県は認定委員としたので、(取消しや是正の勧告など)それぞれの条文で書くことになるかもしれない。

委員：私は、今までの話の流れで結構だが、(付け加えて)これは運用の問題かと考えている。すなわち、認定委員を誰とするかについて、リサイクルの大嘘などということを主張する学者もいる。学者によってはリサイクルに反対だ。どんな学者に頼むのが難しいものだ。また、あるいは、最近では大学も法人化され、活用されないとお金をもらえないということとなる。公正中立な人選を求めるという意味で、その運用については、一言言いたい。

事務局：委員のご意見でもあったが、認定委員に、流通等に関する学識者を選定することができる点について、条例又は規則にその規定がある。その点

について、申入れで触れる案を考えたい。

委員：第8条に入る。第8条の論点1虚偽の認定リサイクル製品の流通を予防し、県の認定するリサイクル製品への信頼及びブランド価値を確保するため、虚偽の申請を行った者等に対しては罰則を科すべきか、について議論する。[資料1](#)ページ4を見ていただきたい。

ここでは、罰則を科すべきとの意見と、罰則を科すべきではないとの意見が拮抗した。双方の意見を聴きたい。まず罰則を科すべきとの意見の委員、いかがか。

委員：フェロシルトみたいなことについても県が認定したという弱味があって、あのようなことになったと思われる。罰則があれば、告発だってできる。重大な場合には捜査という問題になる。どれくらいの範囲にどの程度の罰則を科すのかは、当局に任せるしかないが、より、不正を事前に防止するために、設ける方がよいと考える。

委員：他の意見はあるか。

委員：私は、別途規定すべきだとの意見である。これはリサイクル製品の利用推進条例であるので、後退するような規定を設けるのはいかがかと考える。また、認定されたリサイクル製品についてのみ罰則をかけるのは不公平である。例えば環境物品など、総括りで別途罰則を設けてはどうかという意見で、提出したものだ。たとえ認定されていなくても、環境物品や廃棄物関連製品という括りで、その製品のために害が生じた場合には厳重注意や罰則を科すのが適当と考える。別途対応すべきだという意見である。リサイクル製品を認定するこの条例で、罰則を設けるのは不適當と考える。

委員：岐阜県などでは、不正な手段で認定を取得した者に、5万円以下の過料を科すこととなっている。結局、嘘をついて申請し、それが認定されるなど行政に手間をかけ、すなわち税金を使って負荷をかけた者を、ただで見逃してよいのかということの問題提起したい。不正な場合とは、認定の過程において虚偽をはたらいた者で、それが認定されたのか否かは問題ではない。行政に虚偽をはたらいた者に対する罰則と言うことで、それは秩序罰としての考え方にも則するものと思われる。

委員：私は、現行のままでよいと考え、意見を書かなかったものだ。罰則は行政処分であり、本来は行政側がすべきことである。私は、議会の協議（教義あるいは狭義か）に捕らわれているのかもしれないが、議会がそこまで設けなければならないのかと思う。必要であれば、本来執行部側から問題提起すればよいのである。議会がそのようなことを言うのは違和感がある。だからこのままでよいというわけである。

委員：私は科すべきではないとの意見である。第10条において、取消しした場合には公表されるものである。委員の科すべきとの意見ももっともと考え

るが、虚偽の申請をした場合には公表される。公表というのは罰則に入らないのだろうか。

委員：もっとも、認定されなければ取消しはないので、申請段階で虚偽を行ったというだけでは処罰されないわけであるが。

委員：私は科すべきでないとの意見である。議員提出条例で、利用推進するというもので、虚偽の製品が入ってこないようにすることは必要なことだが、過料となると細かく規定する必要もあり、議員提出でそこまでするのはいかがかと考える。

委員：認定委員から意見聴取した際にも、2人の者から、そこまでする必要はないとのことであった。

委員：私の意見では、認定した製品が駄目なものだったから罰則を科すというわけではなく、不正な行為によって悪意を持って認定を取得した者に対して、行政の運営に支障を与え、無駄な税金を使わせたということで過料を科すというものだ。

委員：第8条については、議論が紛糾しているようであるので、改めて議論することとしたい。今日は、いったん打ち切ることにする。

事務局：第7条論点3についても、ご議論いただきたい。

委員：議論を戻すが、第7条論点3、認定委員の人选についてはいかがか。委員から、委員の選定については少しご意見いただいたが。

委員：執行部への申入れにおいて、運用上の問題で若干触れていただければよい。

委員：ではそのようにすることとする。

委員：次に第8条論点2について、各委員、意見はいかがか。ここでご議論いただきたいことは、申請者にマークを付けることを義務づけるか、マークのデザインを見直すかという二点である。

委員：いずれでもよいと考える。

委員：これについては、業者の判断に委ねるのがよいのではないかと考える。また、業者が自ら付けたいと思うようなものに改善してもらうように、申入れで少し触れることとする。

次に、第8条論点3について議論する。製品のカテゴリーを明確化して、そのカテゴリーごとの製品申請に伴う手続き、すなわち書類、必要な分析データやそれに伴う費用などを分かりやすく告知し、申請しやすくするべきかどうか、について議論する。

業者が申請しやすくするという点については、異論はないと思われるので、そのように申入れすることとする。

次に、第8条論点4について、ここでも同じようなことと思われるので、同様に申入れすることとする。

次に、第 10 条論点 1 について議論する。現在認定されているリサイクル製品の認定の適否を再度検証すべきか。[資料 1](#) ページ 8 を見ていただきたい。

なお、現在すでに、採られている対応について認識した上で、議論を進めたい。主な採られている対応の、一つ目としては、すでに認定されているリサイクル製品について、認定生産者は条例第 10 条及び条例施行規則第 15 条の規定に基づき、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、リサイクル製品認定基準適合状況報告書を提出している。また、二つ目としては、県は、年に一度、条例第 16 条に基づき、認定生産者に立入検査を実施しているということである。多数の委員が、再度検証する必要はないとの意見だった。改めて検証すべきとの意見の委員、いかがか。

委員：ここでは、すでに報告と立入検査により品質等を確認しているということだった。しかし、現場を見たことがなく、書類を見たことがなく、立入検査がどのようなものであるかわからない。現行の取組が弱いのであれば、充実させるべきと言う意味で、確認すべきという意見を提出した。なお、申入れでもよいかと考えている。

委員：現行の運用でしっかり行うよう申し入れるのがよいかと考える。

委員：念のため確認したいが、フェロシルトの問題があった後、すべての認定製品について確認したということによいか。サンプルどおりであるということは、検証し直したということによいか。

執行部：すべての製品について再検査を行い、品質等について確認した。それ以降も、定期的な検査を行っている。また、製造については現場に立入検査を行い、確認している。ただし、途中で、申請とは異なる方法によって製造していないか、不断の取組が必要と考えているところである。

委員：結構である。

委員：第 10 条論点 1 については、現在、見直す必要はないということとなった。

次に、第 10 条の論点 2 認定の取消事由を見直すべきか、について議論する。[資料 1](#) ページ 9 を見ていただきたい。

なお、これについても、現在すでに、偽りその他不正の行為により認定されたと認めるとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるときは、知事は当該認定を取り消さなければならないとなっているところである。これを踏まえ、さらに取り消さなければならない事由を設けるべきか、という観点から議論いただきたい。これについては、見直すべきとの委員と、見直すべきではないとの委員の、数が拮抗した。両方からご意見をいただきたい。

委員：取消事由を増やすべきとの意見について、説明させていただきたい。認定生産者が、法人として刑事罰を受けた場合などには、これは県から認定

を受けたリサイクル製品を製造している者という信頼を揺るがすことであるので、それを新たな取消事由として設けた方がよいのではないかという意見である。その他、廃掃法など環境に関する法律や条例に基づく行政指導を受けた場合、それが明らかになった場合なども環境に関するということ、これは刑事罰を受けていなくても取消しとすることとしてはいかがか。このようにすることで、ステイタスというか県の認定に対するブランド力を高めることとなるのではないかと思われる。

委員：刑事罰を法人が受けるというのは、社長個人が処罰された場合となるのか。

委員：社長個人というものではなく、法人として反社会的な行為を行った場合などである。ところで、この認定は、法人としてでなく個人としても申請することのできるものか。

執行部：特段、法人であるとあるいは個人であるとを問わない。

委員：その環境に関する法令の範囲については、執行部の案件として任せてもよいかもしれない。なお、現行の規定では、条例に違反した場合のみ、取消事由となっている。それ以外にも、認定リサイクル製品を製造する企業として、その品位を汚すような場合が想定される。にわかに具体的な中身は分からないが、申入れの中で提案としてもよいかもしれない。

委員：私は見直しを考えた方がよいのではないかとの意見を提出した。他県の規定を見ると、虚偽の報告をした者などは取消しの対象となっているが、本県の規定とは内容として同じなのかあるいは異なるのか、ぴんとこなかったもので、見直しを提案したものである。

(文言や表現が違うだけで同じではないかとの声)

委員：同じであれば、見直しは必要ないかと思う。あるいは、認定の適否には影響ないが、実際以上により環境によい製品などを見せかけるため、測定数値等に虚偽の表示をしたもの、悪意的な虚偽をしたものを製品の信頼を担保するために、取消しとしてはどうか。認定されたか否かに関わらず広く考えた方がよいのではないかと考える。

委員：もし、他で刑事罰を受けたことを取消事由とすることを、入れるとすると、第10条第2項に第5号を設け、その他反社会的な行為を行った者、とすることとなるかと考えられる。しかし、果たして、他の法令に違反することを引っぱってきて取消事由とすることが可能かは疑問が残る。

委員：どこか他で悪いことをしたから、リサイクル製品の認定を取り消されるというのは行き過ぎではないか。

委員：われわれ議員の場合であれば、倫理委員会を設け、そこでの審議によって自らが進退を決めるようになっている。認定の場合であれば自ら取り下げのような仕組みとなるのかと考えられる。

委員：それは、リサイクル製品のブランド力を維持するためか。しかし、認定リサイクル製品に不備や虚偽があって県民に危険を与えるようであれば取り消すべきで、そのため取消し事由に不十分な部分があれば見直すべきと考える。しかし、そのレベルで十分ではないか。

委員：それは何が想定されているか。そのような場合は、いわゆる不正や偽りという意味で、現行の規定で設けられているのではないか。見直す必要はないということか。

委員：例えば選挙違反で捕まっても、取り消されるというものか。

委員：運用の中でそのように取りはからっていただくよう、申入れしてはいいかがか。

委員：運用ではそのような取組をするのは難しいだろう。

委員：おそらく運用で実施するとなると、公務員のように宣誓書を書いてもらい、それに違反した場合ということになるだろう。

委員：そのような仕組みは、法規的に無理だろう。

委員：これについては見直しはせず、現行どおりということとする。

次に、第 11 条論点認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して義務を課すべきか、について議論する。[資料 1](#) ページ 12 を見ていただきたい。これについては、多数の委員からは意見がなかったのだが、課すべきとの意見の委員が 2 名、課すべきではないとの意見の委員が 2 名と、拮抗した。意見を出された委員から説明いただきたい。

委員：第 16 条の立入検査とも関連するが、私は認定生産者に再生資源等を供給する者に対しても、立入検査を確実に実施すべきとの意見である。リサイクル製品の元となるものを供給するので、供給先がどのようなものを出荷し、また、生産者がどのように使用したかを把握することで、チェックを充実させることができると考える。

委員：リサイクル製品の品質等の確認は必要だが、条例によって認定を受けようとするのは、その生産者であるので、その者が県の認定によって直接的に利益を受けているのならともかく、その者に再生資源を納入しているというだけで、義務を課することはできないのではないか。例えばどういう義務を課すというのか。

委員：現行においても、供給者に対しても立入検査を実施することはできるものである。また、仮に製品一個を製造するにしても、原材料の供給先は、一社には限らない。県として、納入先まで把握するのは困難ではないか。

委員：現場へ行ったことはないが、再生資源を供給することによって利益を得ているところはないだろう。生産する側を擁護する観点から、有害な再生資源を供給しなければ危険なリサイクル製品が製造できないものであるから、このような意見を出した。

委員：認定生産者は利益を得ることを目的として生産しているが、供給先は、そこまで利益を求めている訳ではないだろう。供給先についての議論は、現行のままとすることとする。このままでも、立入検査を行うこともできるものである。

委員：今回は、第 11 条について議論しているが、第 16 条についての議論の時に、再生資源の納入先に対する立入検査について、もう一度議論していただけるか。

委員：そうすることとする。

次に、第 15 条の論点 1 県が、認定リサイクル製品を優先的に使用又は購入することの徹底を図るべきか、あるいは、県による認定リサイクル製品の優先的な使用又は購入の義務を撤廃するか、について議論する。資料
1 ページ 13 を見ていただきたい。これについては、徹底を図るべきとの意見と、現行の運用でよいとの意見との委員が、ほぼ拮抗した。両方からご意見をいただきたい。

委員：認定する以上、県は購入を図るべきだと思う。もっとも、それは正しく認定された製品であって、よいものはよいとして、県は後押しすべきだと思う。フェロシルトなど虚偽の申請によるものは問題外である。

委員：委員と同じ意見で、このようなりサイクル製品というものは、価格競争力が弱い。そのため、県が購入して、製品化を促進する必要がある。リサイクル製品の使用を努力するという部分ではほとんど使われていない。リサイクル製品とバージン製品を比べた場合、使用頻度等でも劣っている。リサイクル製品をサポートする意味からも、県が積極的に使う必要がある。県の責務からも義務規定を課すのであれば、県も購入しなければならない。例えばコンクリートブロックなど使用義務が課されているものではかなりの割合で使われているが、他方吹き付けなどでは使用努力だけなのであまり使われていない。使われているとしてもほとんど一般品と変わらない程度のものだ。使用を義務とする規定とすべきと考える。

委員：ここまで県が踏み込まなくてよいと考えている。この条例ができた経緯を振り返ると、新政みえが中心となって、たび重なる会議を行った。その際、執行部は、使用義務ということとすると調達に公平性や透明性の確保の点から問題があるとのことだった。当局はあくまで消極的だった。もちろん特別管理廃棄物はリサイクル製品から除くということだった。それがいつの間にか条例から抜け落ちていた。今回の条例そのものの問題ではないので、調達については当局が判断をすればよい。もっとも、今の段階で感じていることは、この調達については慎重にやってもいい。リサイクル製品だからといってむやみに高い製品を買うのは問題がある。議会から踏み込んで、そのようなものでも買えというのは問題である。

委員：私も、条例の制定に当たっては、この条例では後に大きな問題を残すだろうと執行部から（反対を）働きかけられた。しかし、その時点では溶融スラグは単なる廃棄物だったが、リサイクルされることにより品薄となった。

委員の指摘されるような高額なリサイクル製品を購入するという問題は依然として残るが、認定して購入すると決めた以上は、守ってもらわないといけない。

例えばブロックの場合、条例制定後、一年間は、一社しか認定を受けていなかったのだから、その企業の独占状態だった。その後多くの企業で製造するようになった。高いものでも購入するということがあったが、矛盾点は正していかなければならない。しかし、仮に改正するというのであれば慎重にしなければならぬ。

委員：一社独占などという状態は問題があるだろうが、現在のように複数社で製造されているというのであれば競争も働き、問題はないだろう。条例で定めた以上、条文のとおり、購入を徹底すべきだろう。

委員：見出しについて疑問を提示したが、内容として努力規定なのに、「県の調達義務等」という義務規定（のような見出し）であるというのはおかしいのではないか。

委員：県がリサイクル製品の購入の徹底を図るよう申し入れることとする。「努力義務等」とする等、見出しの変更については、次回以降再度検討することとする。

委員：前は大もめであったが、この件が収まれば、県の責務についても合意に達することができるのではないか。

委員：もっとも、見出しについても問題がないのであれば、このままでも構わない。

委員：これまでの執行部聴き取りでは年一度立入検査を行っているということだったが、その点について、間違いはないか確認したい。

執行部：現実の運用上、認定の実績があれば、年一度立入検査を行っている。もっとも、定期的な立入検査を義務づけた方がよいという意見も、一理あると認識するところである。

委員：フェロシルトの問題が発生するまでは、どのような検査を行っていたのか。

執行部：問題発生の前については、特別の事情がない限り立入検査等は行わず、定期的な検査も行っていなかったということである。

委員：それであれば、問題発生以降は年に一度検査に行くというのは、大変なことではないか。それだけでなく日常的に四日市のコンビナート企業に行く頻度は減っていると聴いている。あるところに注力すると、他のところ

が疎かになるだけだろう。(職員)定数との関係で、どうなのか。もちろん頻繁に行ってもらいに越したことはないわけだが。

委員：今の人員等体制でやっていけるのか。難しいとは思われるが、検査はできる限り充実させるべきだろう。委員の指摘されるように、運用として再生資源の供給先に立入検査も行っているのか。

執行部：大手の供給先二社に対しては、年一回、実施しているところである。

委員：すべての供給先の把握はできているのか。

執行部：報告書に明記されているという意味で、把握しているつもりである。

委員：論点2で、私が意見を出したように、あるいは例えば執行部への申入れで供給先への立入検査も徹底していただければよいのだが。今の条例の規定では、申請者、認定生産者、供給者を「若しくは」でつなぎ、どれかに立入検査すればよいという意味になっている。

委員：要は、検査をしても、現場へ行ってもだまされているという場合がある。製品が製造されるという一連の流れで検査をしなければならない。委員が指摘されたように、再生資源をこれだけの割合含んでいるというチェックもしなければならない。供給先からの納入量が分かれば、確認できるのだが。

委員：毎年提出される報告書には、供給先からの供給量まで明記されているのか。

執行部：再生資源の供給された量すべてが網羅されているわけではない。

委員：再生資源の供給された量などは、納入伝票を確認することでできる。溶融スラグを例に挙げて、再生資源を混入してリサイクル製品を製造すると、割高になるので使わないケースがあるのではないかと、執行部に確認したが、そのようなことはないとのことだった。もう少しきちんとチェックすべきと、私も考える。例えば、製品を破壊するなどして分析してチェックすることは、しようと思えばできるものである。私はそのような偽物があるというちまたの噂を聞いたので、その辺のチェックをしなければならないと考えたものである。

委員：要は、県がブランドの認定をして、割高であっても購入するわけであるので、認定リサイクル製品について、供給先についても報告書を出させるとか、執行部へ立入検査を行うよう強く申し入れる必要があると考える。すなわち、県がお墨付きを与えて、今後さらに利用推進を図ることとなる見通しである。その場合の、(リサイクル製品で虚偽が行われていないことは)基になることと考えている。リサイクル製品の原材料がどういうふうに出荷されてきたのかは、当然確認する必要があると考える。この考え方はおかしいか。

委員：おかしいものではない。しかし、供給者にとっては、出荷する再生資源

を、認定リサイクル製品に使ってもらっても、もっと別のものに使ってもらっても、どちらでも構わないものである。供給先まで検査するという、そこまでする必要はあるのか。

委員：この条例ができたときには、申請者は中小企業というのが大前提であった。真にやむを得ない場合以外は、中小企業以外を入れるべきではない。認定製品についても、競争が行われるとはいえ、おかしいとも思われる。執行部についても、本当にやる気があるのか疑わしい。リサイクルがすべてよいと受け取られるのも困る。もちろん、埋め立てしないで利用するのは結構だが、これでもって廃棄物をもっと増やせよとなると問題だ。また、原材料の問題は大きい。しかし、執行部に本当にそこまでやれるのか、やる気があるのかは疑問である。あるいは、そこまで議会が介入して立入検査を行うよう言って、本当にやれるのか疑問である。

委員：今までは、必要に応じて行っているものであり、現行の規定でも検査を行うことはできる。

委員：現実に必要ながあれば行っているものである。また、生産者は認定を受けるのがよいのであれば申請を行ったものである。しかし、生産者に供給する者は、直接の義務を負う者でなく、そこまで県の手が及ばないのではないか。現状の規定と取組で十分ではないか。

委員：確認したいが、申請者、認定生産者、供給者を「若しくは」で繋いでいることにより、三者のいずれかに立入検査を行うことができる、あるいは場合によっては、すべてに立入検査を行うことができるというもの、それで間違いはないか。

また、この場合、立入検査をできるという規定なので、「若しくは」を、「並びに」に改正しても、意味としては変わらないものか。

事務局：おそらく意味は変わらないと思われる。

委員：申請者も含めてできる規定となっているものである。これを、検査を行うことを義務とするか、そうすべきかが問題である。できる規定のまま残しておいて、必要があれば行うというものでよいのではないか。

委員：供給者への立入調査も確実に行うべきと考える。そのようにした場合、条文の規定はどうなるのか。

委員：現在は、生産者の立入調査も義務とはなっていないので、逆転することとなるのはおかしい。

委員：現在、生産者の年一度の検査は、運用で対応しているものか。

委員：そのとおり。

委員：義務とすべきかどうかについて、ご議論いただきたい。

委員：現実の運用では、供給先にはすべて、立入検査をしているものではない。現行の規定の中で、必要な範囲で行うことでよいのではないか。

委員：実際には、必要とする場合はないと思われる。生産者は、製品について公的な機関の検査結果を付けて提出されるのだろう。

委員：供給先から、確かに納入しているという確認は必要かもしれないが。

委員：原材料となる再生資源についてチェックする必要があるだろう。

委員：今回は、この続き以降、最後の条文までと、罰則について議論することとする。時間がきたのでここまでとする。

(以上)